

鹿児島大学大学院理工学研究科協力研究員の受入れに関する内規

平成 24 年 3 月 9 日

理工学研究科長裁定

(趣 旨)

第 1 条 この内規は、鹿児島大学（以下「本学」という。）が定める研究員等の受入れ規則等に基づく研究員等以外の研究従事希望者（以下「協力研究員」という。）を、研究活動に付随して生じる一切の不測の事態に協力研究員が自己責任で対処し、本学及び鹿児島大学大学院理工学研究科（以下「研究科」という。）に対し責任を問わないという条件のもと、研究科が協力研究員（Post Doctoral Research Fellow）として受け入れる制度に関し、必要な事項を定める。

(資格)

第 2 条 協力研究員として受け入れることのできる者は、次に掲げる事項すべてに該当する者とする。

- (1) 本研究科博士後期課程で博士の学位を取得した者
- (2) 本研究科博士後期課程修了後 1 年以内の者
- (3) 主たる勤務を持たない者

(受入原則)

第 3 条 協力研究員は、研究科の教育研究及び運営に支障のない場合、受け入れることができる。

- 2 協力研究員は、特定の課題研究について、受入教員の指導のもと、研究に従事する。
- 3 協力研究員は、協力研究員としての受け入れに伴い発生した事故等による如何なる損害について、本学及び研究科に対し賠償等の請求をすることはできない。
- 4 研究科は、協力研究員の研究料等を徴収しないものとし、給与その他の費用を支給しないこととする。
- 5 受入教員は、協力研究員の監督、指導及び受入保証を行ない、不測の事態の発生を予防するとともに、発生した不測の事態に対しては受入責任に基づき対処しなければならない。

(申請及び許可)

第 4 条 協力研究員の受け入れは、受入教員の申請に基づき、研究科運営会議の議を経て、研究科長が許可する。

- 2 前項の申請をしようとする受入教員は、協力研究員受入審査調書に必要書類を添えて研究科長に申請する。

(研究期間)

第 5 条 協力研究員の研究期間は、原則として学年又は学期の始めを開始日とし、一事業年度末までとする。ただし、最初の開始日から起算して 3 年を超えない範囲内で更新することができる。

(責務)

第 6 条 協力研究員は、受入教員の指導に従い、本学の諸規則等を遵守しなければならない。

- 2 協力研究員は、本学の規則に規定される職員ではないことを鑑み、自己責任で不測の事態に対応するため、自身の事故及び対人・対物賠償責任補償等を保証する医療保険や賠償責任保険等に参加しなければならない。
- 3 協力研究員が申請の内容に変更を生じた場合には、速やかに届け出なければならない。

(施設等の利用)

第7条 協力研究員は、受入教員及び管理責任者の承認を得て、研究科、理学部及び工学部の教育研究に支障がない範囲で、施設等を利用し、研究を行うことができる。

(研究終了届)

第8条 協力研究員が研究を終了する場合には、研究成果の概要等を記載した研究終了届を、受入教員を経て、研究科長に提出しなければならない。

(受入取消)

第9条 研究科長は、次の各号の一に該当する場合、協力研究員の受け入れを取消することができる。

- (1) 本学の規則等に違反したとき
- (2) 申請書類等に虚偽の内容を認めたとき
- (3) その他、研究科長が受け入れ不相当と認めたとき

(証明)

第10条 研究科長は、協力研究員から請求があった場合、研究題目及び研究期間等に関する研究従事証明書(以下「証明書」という。)を交付することができる。

- 2 前項の期間は、研究期間中及び研究期間終了後5年以内とする。
- 3 第8条に規定する研究終了届を未提出の場合には、証明書を交付しないものとする。
- 4 前条の規定によって受け入れを取り消された場合には、証明書を交付しないものとする。

(事務)

第11条 協力研究員に関する事務は、研究科・工学系総務課総務係において処理する。

(雑則)

第12条 この内規に定めるものの他、協力研究員の受け入れに関し、必要な事項は研究科運営会議で決定する。

附 則

この内規は、平成24年3月9日から実施する。

附 則

この内規は、平成26年4月11日から実施し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年6月10日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、令和元年6月7日から実施する。

附 則

この内規は、令和2年12月16日から実施する。